

平成21年 3月 3日
午 時 分 受領

平成21年 3月 3日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会議員 10番 滝川 明子 ㊟

一 般 質 問 通 告 書

第1回定例会において、次の件について質問したいので、会議規則第60条第2項の規定により通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
失業や貧困など、住民の苦難に対して自治体としてなすべきことは	<p>1. 全国で労働者の4割に迫る非正規労働者に対して吹き荒れる「派遣切り」の嵐で、今日、明日の生活が成り立たない人たちが大量に生み出されています。出稼ぎ者が多い当町の対応が重要です。</p> <p>下記の対応について、広報や独自の案内等で住民周知が重要と思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(1) 会社の社員寮を追い出され、住居を確保しないと求職もできない場合は、全国190カ所のハローワーク、特設の窓口で雇用促進住宅への入居申し込みや、賃貸住宅の入居費用、就職活動費の貸付申請を受付けています。</p> <p>(2) 失業した人が借りられる貸付制度は国の制度として、</p> <p>①生活福祉資金の緊急小口資金（社協取扱）</p> <p>②生活福祉資金の離職者支援資金（社協取扱）</p> <p>③就職安定資金融資（ハローワーク）</p> <p>④自治体の応急小口資金（役場福祉課）があります。</p> <p>(3) 倒産やリストラ、派遣切りなどで生活が苦しいのに病気になったら、「無料低額診療事業」で低所得者や路上生活者など、生活が困難な人が無料または低額な料金で診療を行う事業があります。都道府県の認可を受けた全国で263の医療機関が行うものです。</p> <p>(4) 生活費も預金も無く、途方にくれたら役所の福祉窓口に行って生活保護を申請する。</p>	町長

注) 1 質問の要旨は、簡潔明瞭に記載すること。なお、記載外については、質問できません。
2 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
	<p>2. 平成21年度に事業要望し、雇用創出に取り組むとありますが、町としての緊急雇用対策事業について、下記事業を提案したいと思いますがいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 森林整備雇用事業 (2) 教育施設等環境整備雇用事業 (3) 町の一般事務補助員雇用事業 (4) 地元高校生等を対象とする地元就職促進支援の若年者雇用関係事業 (5) 地場製品の販路拡大をめざし、インターネットショップ雇用事業 (6) 災害時における要援護者の避難支援に関する調査事業 	町 長